

平成28年度事業計画（案）について

H28 年度協会けんぽ事業計画（重点事項）の骨子案について

1. 保険運営の企画

[改] ○ 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進

- 「保険者機能強化アクションプラン（第3期）」に基づき、今後、保険者として実現すべき目標「医療等の質の効率性の向上」「加入者の健康度を高めること」「医療費等の適正化」それぞれの目指すべき姿に向けて、加入者及び事業主に対してあるいは地域の医療提供体制に対して、協会から直接的に働きかけを行う業務をさらに強化する。

○ 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策

[改] ○ ジェネリック医薬品の更なる使用促進

- ジェネリック医薬品の使用割合の都道府県格差の是正と更なる使用促進に向け、新たな施策を実施する。

[改] ○ 地域医療への関与

- 策定された地域医療構想やその実施に向けて、加入者・事業主を代表する立場で関与し、他の保険者と連携しながら関係機関への働きかけや意見発信を行い、地域医療に貢献する。

[改] ○ 調査研究の推進等

- 医療費分析等の研究を行う本部・支部職員を中心に、外部有識者との協力連携を図り、医療・介護に関する情報の収集・分析・提供に向けた組織的対応の強化を図る。

○ 広報の推進

○ 的確な財政運営

2. 健康保険給付等

- サービス向上のための取組み
- 高額療養費制度の周知
- 窓口サービスの展開
- 被扶養者資格の再確認
- 柔道整復施術療養費の照会業務の強化
- 傷病手当金・出産手当金の不正請求の防止
- 海外療養費支給申請における重点審査
- 効果的なレセプト点検の推進
- 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための被保険者証の回収強化
- 積極的な債権管理・回収業務の推進
- 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大

3. 保健事業

○ 保健事業の総合的かつ効果的な推進

[改] ○ 特定健康診査および特定保健指導の推進

- 「データヘルス計画」による協働業務や健康宣言などを通じ、事業主への積極的な働きかけを行うなど、事業主の主体的な取り組みを促し、健診・保健指導の効果を最大限に引き出す。
- がん検診等、検査の実施方法の多様化や加入者等のニーズに応えるため、生活習慣病予防健診の検査項目について、見直しに向けた検討を行う。

○ 各種業務の展開

4. 組織運営および業務改革

[削] ○ ~~新しい業務・システムの定着~~

[改] ○ 組織や人事制度の適切な運営と改革

- 協会の理念の実現に向けて、組織目標を達成するための個人目標を設定し、日々の業務遂行を通じて目標達成できる仕組みとした新人事評価制度を適切に運用するとともに、その評価を適正に処遇に反映することにより、実績や能力本位の人事を推進する。
- 人事評価制度の見直しの他、職員に期待する職員像を示すとともに、等級ごとの職員の役割を明確化するなどの人事制度全般の改定を実施する。

[改] ○ 人材育成の推進

- 「ＯＪＴ（On the Job Training）」「集合研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせた新たな人材育成制度の定着を図る。職員一人ひとりが「人を育てる」という意識を持ち、日々の業務遂行を通じて職員の育成に関わるという組織風土を醸成する。

○ 経費の節減等の推進

平成28年度協会けんぽ事業計画案（重点事項）

本部作成

平成 28 年度協会けんぽ事業計画案（重点事項）

新（平成 28 年度）	現（平成 27 年度）
1. 保険運営の企画 (1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 <u>「保険者機能強化アクションプラン（第 3 期）」に基づき、今後、保険者として実現すべき目標「医療等の質の効率性の向上」、「加入者の健康度を高めること」、「医療費等の適正化」それぞれの目指すべき姿に向けて、加入者及び事業主に対してあるいは地域の医療提供体制に対して、協会から直接的に働きかけを行う業務を更に強化する。</u> <u>具体的には、地域の医療費、健診データ、加入者・患者からの考えを収集・分析するとともに、各支部における「データヘルス計画」の確実な実施や、地域医療のあり方に対する必要な意見発信等を図る。</u> <u>加えて、パイロット事業を活用し、新たに効果的な施策を検討し、協会において有益な業務は全国展開を図り、成果を外部へ発信する。</u> <u>さらに、保険者機能強化に向けて、支部間の情報共有の充実を図るための場を設ける。</u>	1. 保険運営の企画 (1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 <u>新たに「保険者機能強化アクションプラン（第 3 期）（仮称）」を策定し、地域の医療費、健診データ、加入者・患者からの考えを収集・分析するとともに、各支部における「データヘルス計画」の確実な実施や、地域医療のあり方に対する必要な意見発信等を図る。加えて、支部の実情に応じた加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化対策を推進するため、以下の事項について更なる充実・強化を図るとともに、パイロット事業等の成果を全国的に普及する。なお、「保険者機能強化アクションプラン（第 3 期）（仮称）」に新たに盛り込まれる事項についても、必要なものから随時実施していく。</u> ○ <u>医療に関する情報の収集と分析</u> ○ <u>医療に関する情報の加入者・患者への提供</u>

また、社会保障審議会の各部会や中央社会保険医療協議会において、協会の財政基盤強化の視点、給付の重点化・制度運営の効率化の視点、適切に保険料が医療・介護の質の向上に活用されるような視点で意見を述べる。

1 (2)
に移動

なお、サービス向上を含む適正な給付業務の推進、効果的なレセプト点検の推進、傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費、海外療養費等健康保険給付の審査強化等

- 都道府県など関係方面への積極的な発信
- 他の保険者との連携や共同事業の実施
- 保健事業の効果的な推進
- ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進
- ソーシャルネットワークサービスを活用した広報 等

また、社会保障審議会の各部会や中央社会保険医療協議会において、協会の財政基盤強化の視点、給付の重点化・制度運営の効率化の視点、適切に保険料が医療・介護の質の向上に活用されるような視点で意見を述べる。

都道府県の政策関係部局をはじめ、地方公共団体に対して、提言を行うとともに、積極的に各種協議会に参加するなど、都道府県・市町村の医療政策・介護政策の立案に積極的に参加し、協会の意見を発信していく。協会の意見発信に当たっては、協会が収集・分析したデータの活用に努める。また、都道府県・市町村や医療関係団体（医師会等）と協会けんぽとの間で医療情報の分析や保健事業等における連携に関する協定を締結し、それに基づき共同して事業を実施するなど連携推進を図る。

なお、サービス向上を含む適正な給付業務の推進、効果的なレセプト点検の推進、傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費、海外療養費等健康保険給付の審査強化等

についても、引き続き着実に推進していく。

(2) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策

医療費適正化対策を更に推進するため、レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進を引き続き実施するとともに、25年度からパイロット事業として実施している医療機関における資格確認事業の実施支部数の拡大を図る。また、協会けんぽに付与された事業主に対する調査権を積極的に活用し、現金給付の審査の強化を図る。

加えて、各支部で「データヘルス計画」の確実な実施を図るとともに、支部の実情に応じて、医療費適正化のための総合的な対策を都道府県や他の保険者と連携しつつ、積極的に立案・実施していく。

都道府県の政策関係部局をはじめ、地方公共団体に対して、提言を行うとともに、各種協議会など、都道府県・市町村の医療政策・介護政策の立案に積極的に参画し、協会の意見を発信していく。協会の意見発信に当たっては、協会が収集・分析したデータの活用に努める。また、都道府県・市町村や医療関係団体（医師会等）と協会けんぽとの間で医療情報の分析や保健事業等における連携に関する協定を締結し、それに基づき共同して事業を実施するなど連携推進を図る。

についても、引き続き着実に推進していく。

(2) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策

医療費適正化対策を更に推進するため、レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進を引き続き実施するとともに、25年度からパイロット事業として実施している医療機関における資格確認事業の全国展開を図る。また、協会けんぽに付与された事業主に対する調査権を積極的に活用し、現金給付の審査の強化を図る。

加えて、各支部で「データヘルス計画」の確実な実施を図るとともに、支部の実情に応じて、医療費適正化のための総合的な対策を都道府県や他の保険者と連携しつつ、積極的に立案・実施していく。

1 (2)
から移動

また、平成 27 年医療保険制度改革等を踏まえて、都道府県単位保険料率について、激変緩和や、国の検討状況も踏まえた後期高齢者医療に係る協会けんぽ内のインセンティブ制度について、今後の具体化や準備を進める。

(3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進

ジェネリック医薬品の更なる使用促進のため、ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額の軽減効果を通知するサービスの対象範囲の更なる拡大を引き続き図るほか、その使用促進効果を更に着実なものとするよう、年度内 2 回目通知を継続する。このほか、ジェネリック医薬品希望シールの配布を行うなど加入者への適切な広報等を実施する。

また、その効果を着実なものとするために、地域の実情に応じて、医療機関関係者、薬局関係者へ働きかけ、セミナー等を開催して地域における積極的な啓発活動を推進するなど、きめ細かな方策を進める。

加えて、ジェネリック医薬品の使用割合の都道府県格差の是正と更なる使用促進に向け、新たな施策を実施する。

(4) 地域医療への関与

各支部においては、策定された地域医療構想やその実施に向けて、加入者・事業主を代表する立場で関与し、他の

また、平成 27 年医療保険制度改革案等を踏まえて、都道府県単位保険料率について、激変緩和のあり方や、国の検討状況も踏まえた後期高齢者医療に係る協会けんぽ内のインセンティブ制度のあり方について議論を進める。

(3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進

ジェネリック医薬品の更なる使用促進のため、ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額の軽減効果を通知するサービスの対象範囲の拡大を引き続き図るほか、その使用促進効果を更に着実なものとするよう、年度内 2 回目通知を継続する。このほか、ジェネリック医薬品希望シールの配布を行うなど加入者への適切な広報等を実施する。

また、その効果を着実なものとするために、地域の実情に応じて、医療機関関係者、薬局関係者へ働きかけ、セミナー等を開催して地域における積極的な啓発活動を推進するなど、きめ細かな方策を進める。

(4) 地域医療への関与

地域医療構想（ビジョン）の協議の場の設置や、保険者協議会の法定化等により、これまで以上に医療保険者の地

保険者と連携しながら関係機関への働きかけや意見発信を行い、地域医療に貢献する。

また、本部においては、各支部が医療審議会等の医療提供体制等の検討の場へ参画できるよう、引き続き国に対して働きかけを行う。

加えて、医療法等に関する重要事項を審議する社会保障審議会医療部会等への参画に向けて、国に対する働きかけを行う。

(5) 調査研究の推進等

保険者機能を強化するため、保険者機能強化アクションプラン（第3期）に沿って、中長期的な視点から、医療の質の向上、効率化の観点を踏まえた調査研究を行う。医療・介護に関する情報の収集、分析を的確に行うため、医療費等に関するデータベースを充実するとともに、本部から各支部への各種の情報リストや医療費分析マニュアル等の提供及び支部職員に対する統計分析研修を行い、地域ごとの医療費等の分析に取り組む。また、加入者や研究者に対するレセプト情報等の提供のあり方について引き続き検討する。更に、医療の質を可視化するための指標に関する調査研究を行う。

医療費分析等の研究を行う本部・支部職員を中心に、外

域医療への関与が求められることを踏まえ、各支部がビジョン等の策定に当たって必要な意見発信を行うとともに、本部としても意見発信に当たっての視点の提示等を行う。

(5) 調査研究の推進等

保険者機能を強化するため、中長期的な視点から、医療の質の向上、効率化の観点を踏まえた調査研究を行う。医療・介護に関する情報の収集、分析を的確に行うため、医療費等に関するデータベースを充実するとともに、本部から各支部への各種の情報リストや医療費分析マニュアル等の提供及び支部職員に対する統計分析研修を行い、地域ごとの医療費等の分析に取り組む。また、加入者や研究者に対してレセプト情報等を提供できるよう、先進的な取組み事例も踏まえ、検討する。更に、医療の質を可視化するための指標に関する調査研究として、27年度は新たに、地域医療構想策定に係る意見発信のあり方等についても調査研究の対象にする。

医療費分析等の研究を行う専任職員を中心に、医療・介

部有識者との協力連携を図り、医療・介護に関する情報の収集・分析・提供への組織的対応の強化を図る。

本部・支部における健診・レセプトデータ等の分析成果等を発表するための報告会を開催するとともに、調査研究報告書を発行し、協会が取り組んでいる事業について内外に広く発信する。

(6) 広報の推進

保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した協会の取組みをタイムリーに加入者・事業主にお伝えする広報ツールとしてホームページ、メールマガジンを充実させる。さらに、協会の発信力を広げるため、いわゆるソーシャルネットワークサービス等の活用をはじめ、テレビ・ラジオ、新聞・雑誌などメディアへの発信力を強化し、加入者のみならず広く一般の方々への広報を推進する。

医療保険制度の中でも高額療養費制度や限度額適用認定証など加入者にとってメリットのある制度の認知率アップを図るため、支部ごとにチラシやリーフレットを作成して丁寧なお知らせを行う。

護に関する情報の収集・分析・提供への組織的対応の強化を図る。

本部・支部における健診・レセプトデータ等の分析成果等を発表するための報告会を開催するとともに、調査研究報告書を発行し、協会が取り組んでいる事業について内外に広く発信する。

(6) 広報の推進

協会の財政状況や取組み、医療保険制度や介護保険制度などについて、加入者及び事業主に理解を深めていただくため、ホームページのほか、支部ごとに定期的なお知らせを行うとともに、メールマガジンを活用し、加入者の視点から積極的な情報提供を行う。また、都道府県、市町村、関係団体との連携による広報、テレビ・ラジオ、新聞・雑誌などメディアへの発信力を強化する。

また、いわゆるソーシャルネットワークサービスを活用し、加入者のみならず広く一般の方々への広報を推進する。

保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した協会の取組みについて、加入者・事業主や関係機関等、更には国民一般に広く理解していただくため、積極的な情報発信を行う。

加入者・事業主が必要としている情報をお伝えするとい
う視点から、モニター制度や対話集会、支部で実施するア
ンケートをはじめ加入者から直接意見を聞く取組みを進
め、これらの方々の意見を踏まえ、創意工夫を活かし、わ
かりやすく、加入者・事業主に響く広報を実施する。

都道府県、市町村、関係団体との連携による広報では、
救急医療をはじめ地域の医療資源が公共性を有するもので
あり、また、有限でもあることについて、医療の受け手で
あり支え手でもある加入者の意識が高まるよう、広報に努
める。

地方自治体や中小企業関係団体、医療関係団体が行う健
康セミナー等で協会の取組みに合致するものに対して、積
極的に共同開催し、広く関係者に協会の存在感、協会の取
組みを示す。

(7) 的確な財政運営

健康保険財政については、財政運営の状況を日次・月次
で適切に把握・検証するとともに、直近の経済情勢や医療
費の動向を踏まえ、財政運営を図る。各支部の自主性が発
揮され、地域の医療費の適正化のための取組みなどのイン

地方自治体や中小企業関係団体、医療関係団体が行う健
康セミナー等で協会の取組みに合致するものに対して、積
極的に共同開催し、広く関係者に協会の存在感、協会の取
組みを示す。

モニター制度や対話集会、支部で実施するアンケートを
はじめ加入者から直接意見を聞く取組みを進め、これら
の方々の意見を踏まえ、創意工夫を活かし、わかりやすく、
迅速に加入者・事業主に響く広報を実施する。

救急医療をはじめ地域の医療資源が公共性を有するもの
であり、また、有限でもあることについて、医療の受け手
であり支え手でもある加入者の意識が高まるよう、都道府
県等とともに広報に努める。

(7) 的確な財政運営

健康保険財政については、財政運営の状況を日次・月次
で適切に把握・検証するとともに、直近の経済情勢や医療
費の動向を踏まえ、財政運営を図る。各支部の自主性が発
揮され、地域の医療費の適正化のための取組みなどのイン

センティブが適切に働くような都道府県単位の財政運営を行う。

被用者保険のセーフティネットである協会けんぽの中期的な財政基盤強化のために喫緊に講じなければならない方策について検討し関係方面へ発信していく。

協会の中長期的には楽観視できない保険財政、他の被用者保険との保険料率の格差、高齢者医療の公平かつ適正な負担の在り方等について広く国民の理解を得るための情報発信を行う。

2. 健康保険給付等

(1) サービス向上のための取組

さらなるサービスの改善に結びつけるため、加入者等のご意見や苦情等について各支部に迅速かつ正確にフィードバックするとともに、各支部の創意工夫を活かしたサービスの改善に取り組むべく、お客様満足度調査等を実施する。

傷病手当金等の現金給付の支給申請の受付から給付金の振込までの期間については、サービススタンダード（10 営業日）を定め、その状況を適切に管理し、正確かつ着実な支給を行う。

健康保険給付などの申請については各種広報や健康保険委員による相談対応を充実させるとともに、郵送による申請促進を行う。

センティブが適切に働くような都道府県単位の財政運営を行う。

被用者保険のセーフティネットである協会けんぽの中期的な財政基盤強化のために喫緊に講じなければならない方策について検討し関係方面へ発信していく。

協会の財政状況の厳しさ、他の被用者保険との保険料率の格差、高齢者医療の公平かつ適正な負担の在り方等について広く国民の理解を得るための情報発信を行う。

2. 健康保険給付等

(1) サービス向上のための取組

さらなるサービスの改善に結びつけるため、加入者等のご意見や苦情等について各支部に迅速かつ正確にフィードバックするとともに、各支部の創意工夫を活かしたサービスの改善に取り組むべく、お客様満足度調査等を実施する。

傷病手当金等の現金給付の支給申請の受付から給付金の振込までの期間については、サービススタンダード（10 営業日）を定め、その状況を適切に管理し、正確かつ着実な支給を行う。

健康保険給付などの申請については各種広報や健康保険委員による相談対応を充実させるとともに、郵送による申請促進を行う。

その他、任意継続被保険者保険料の口座振替と前納による納付やインターネットを活用した医療費の情報提供サービス利用促進に更に注力する。

(2) 高額療養費制度の周知

限度額適用認定証の利用により加入者の医療費負担が軽減されるため、事業主に対するチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、医療機関の窓口に限度額適用認定申請書を配置し利用促進を図る。

また、高額療養費の未申請者に対して、あらかじめ申請内容を印字した高額療養費支給申請書を送付（ターンアラウンド）し、支給申請手続きを勧奨する。

(3) 窓口サービスの展開

効率的かつ効果的な窓口サービスを展開するため、各種申請等の受付や相談等の窓口については、地域の実情を踏まえつつ、年金事務所への職員の配置や外部委託を適切に組み合わせながらサービスを提供する。

なお、年金事務所窓口の見直しに当たっては、サービスの低下とならないよう配慮する。

その他、インターネットを活用した医療費の情報提供サービスや、任意継続被保険者保険料については口座振替や前納の利用促進に更に注力する。

(2) 窓口サービスの展開

効率的かつ効果的な窓口サービスを展開するため、各種申請等の受付や相談等の窓口については、地域の実情を踏まえつつ、年金事務所等への職員の配置や外部委託を適切に組み合わせながらサービスを提供する。

また、年金事務所窓口については窓口の利用状況や届書の郵送化の進捗状況を踏まえ、サービスの低下とならないよう配慮しつつ、効率化の観点からも職員配置等について見直しを行う。

(4) 被扶養者資格の再確認

高齢者医療費に係る拠出金等の適正化および被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に行っていく。

(5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

柔道整復施術療養費の適正化のため、多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月に15日以上）の申請について加入者に対する文書照会を強化するとともに、回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、必要に応じ施術者に照会する。また照会時にパンフレットを同封し柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。

(6) 傷病手当金・出産手当金の審査の強化

保険給付の適正化のため、傷病手当金・出産手当金の申請のうち標準報酬月額が83万円以上である申請や、資格取得直後に申請されたものについて、審査を強化する。審査で疑義が生じたものは、各支部に設置されている保険給付適正化プロジェクトチーム会議において支給の適否を判断するとともに、必要に応じ事業主への立入検査を実施する

(3) 被扶養者資格の再確認

高齢者医療費に係る拠出金等の適正化および被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に行っていく。

(4) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

柔道整復施術療養費の適正化のため、多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月に15日以上）の申請について加入者に対する文書照会を強化するとともに、回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、必要に応じ施術者に照会する。また照会時にパンフレットを同封し柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。

(5) 傷病手当金・出産手当金の審査の強化

保険給付の適正化のため、傷病手当金・出産手当金の申請のうち標準報酬月額が83万円以上である申請や、資格取得直後や高額な標準報酬月額への変更直後に申請されたものについて、審査を強化する。審査で疑義が生じたものは、各支部に設置されている保険給付適正化プロジェクトチーム会議において適否を判断し、事業主への立入検査が必要

など、不正請求を防止する。

なお、本部では審査強化の支援として、標準報酬月額が83万円以上である申請や資格取得直後に申請された傷病手当金・出産手当金の支払済データを各支部に提供する。

(7) 海外療養費支給申請における重点審査

海外療養費の不正請求を防止するため、支給申請の審査を更に強化する。具体的には、外部委託を活用した診療明細の精査や翻訳内容の再確認、医療機関への文書照会を実施する。

(8) 効果的なレセプト点検の推進

診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。特に、内容点検は、支払基金の一次審査と併せて医療費の適正化を進めているが、協会においては、点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、点検効果額の向上を目指す。具体的には、自動点検等システムを活用した効率的な点検を徹底するとともに、点検員のスキルアップを図るために、査定事例の集約・共有化、研修を実施する。また、点検員の勤務成績に応じた評価を行う。

さらに、内容点検業務の一部の外部委託を全支部で実施

な申請については、積極的に調査を実施するなど、不正請求を防止する。

なお、本部では審査強化の支援として、資格取得直後や高額な標準報酬月額への変更直後に申請された傷病手当金・出産手当金の支払済データを各支部に提供する。

(6) 海外療養費支給申請における重点審査

海外療養費の不正請求を防止するため、支給申請の審査を強化する。具体的には、申請書に添付された診療明細の精査や、療養を受けたとされる海外の医療機関等に対する文書照会等を実施し、審査を強化する。

(7) 効果的なレセプト点検の推進

診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。特に、内容点検においては、点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、点検効果額の向上を目指す。具体的には、自動点検等システムを活用した効率的な点検を徹底するとともに、点検員のスキルアップを図るために、査定事例の集約・共有化、研修を実施する。また、点検員の勤務成績に応じた評価を行う。

さらに、内容点検業務の一部の外部委託を全支部で実施

し、支部が行う内容点検を充実させることにより、レセプト点検の質を一層向上させる。併せて、点検員が点検業者のノウハウを取得し活用すること及び競争意識の促進を図ることにより、点検員の質をより一層向上させ点検効果額のさらなる引き上げを行う。

(9) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化

資格喪失後受診等による返納金債権の発生防止のため、資格を喪失した加入者の保険証の回収については、一般被保険者分の初回催告を日本年金機構が実施しているが、日本年金機構の催告で回収できなかった一般被保険者分や協会で回収を行う任意継続被保険者分に対し、協会は文書による催告、更には電話や訪問を取り混ぜた催告を積極的に行い、保険証の回収を強化する。また、保険証回収業務の外部委託の実施の拡大を図る。

なお、事業主や加入者に対しては、資格喪失後（または被扶養者削除後）は保険証を確実に返却していただくよう、チラシやポスターなどの広報媒体や健康保険委員研修会等を通じ周知を行う。

し、支部が行う内容点検を充実させることにより、レセプト点検の質を一層向上させる。併せて、点検員が点検業者のノウハウを取得し活用すること及び競争意識の促進を図ることにより、点検員の質をより一層向上させ点検効果額のさらなる引き上げを行う。

(8) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化

資格喪失後受診等による返納金債権の発生防止のため、資格を喪失した加入者の保険証を回収（一般被保険者分）については、日本年金機構が催告状による一次催告を実施しているが、資格喪失後の受診に伴う債権の発生を防止するため、協会は文書による二次催告、電話や訪問を取り混ぜた三次催告を積極的に行い、保険証の回収を強化する。また、保険証回収業務の外部委託の実施の拡大を図る。

なお、事業主や加入者に対しては、資格喪失後（または被扶養者削除後）は保険証を確実に返却していただくよう、チラシやポスターなどの広報媒体や健康保険委員研修会等を通じ周知を行う。

(10) 積極的な債権管理・回収業務の推進

不適正に使用された医療費等を回収するため、返納金債権等については、早期回収に努め、文書催告のほか、電話や訪問による催告を行うとともに法的手続きによる回収を積極的に実施するなど債権回収の強化を図る。なお、資格喪失後受診による返納金債権については、国保保険者との保険者間調整のスキームを積極的に活用し、回収に努める。

交通事故等が原因による損害賠償金債権については、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。

また、債権及び求償事務担当者を対象とした担当者研修会を開催し、法的手続きに関する知識の習得や損害保険会社等との折衝におけるスキルの向上を図る。さらに、債権統括責任者会議を開催し、着実に債権管理・回収業務を進めるための体制を確立する。

(11) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大

健康保険委員は、協会と事業主・加入者との距離を縮める重要な橋渡しの役割を担っていただいているため、研修の実施、広報活動等により、健康保険事業等に対する理解を更に深めていただくとともに、事業主・加入者からの相談や助言、健康保険事業の運営やサービスへの意見の発信、及びその他協会が管掌する健康保険事業の推進等にご協力

(9) 積極的な債権管理回収業務の推進

不適正に使用された医療費等を早期に回収するため、資格喪失後受診等により発生する返納金債権等については早期回収に努め、文書催告のほか、電話や訪問による催告を行うとともに法的手続きによる回収を積極的に実施するなど債権回収の強化を図る。

併せて、交通事故等が原因による損害賠償金債権については損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。

また、債権管理の統括責任者会議や担当者研修会を開催し、債権回収業務のノウハウの取得や、それに伴う債権回収業務の効率化を図るほか、効果的な回収方法を各支部に周知する。

(10) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大

健康保険委員は、協会と事業主・加入者との距離を縮める重要な橋渡しの役割を担っていただいているため、研修の実施、広報活動等により、健康保険事業等に対する理解を更に深めていただくとともに、事業主・加入者からの相談や助言、健康保険事業の運営やサービスへの意見の発信、及びその他協会が管掌する健康保険事業の推進等にご協力

いただきながら、より一層結びつきを強めていく。

また、健康保険委員のこれまでの活動や功績に対して健康保険委員表彰を実施するとともに、事業主・加入者との結びつきを更に強めるべく健康保険委員委嘱者数のさらなる拡大を図る。

3. 保健事業

(1) 保健事業の総合的かつ効果的な推進

健診・保健指導結果やレセプトデータ、受診状況等の各種情報を活用し、より効果的な保健事業を推進するため、分析を踏まえて事業所・加入者の特性や課題を把握した上で、本部で示した基本方針に沿って、各支部で作成した「データヘルス計画」についてはPDCAを十分に意識して実施することにより、効果的な保健事業を進める。

また、加入者の疾病の予防や健康の増進を目指し、特定健康診査及び特定保健指導の目標及び施策、実績を本部支部で共有し、一体となって目標達成に向けて取り組む体制を一層強化するとともに、生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及びQOLの維持を図るため、健診の結果、要治療域と判定されながら治療していない者に対して、確実に医療に繋げる取組みを進める。

いただきながら、より一層結びつきを強めていく。

また、健康保険委員のこれまでの活動や功績に対して健康保険委員表彰を実施するとともに、事業主・加入者との結びつきを更に強めるべく健康保険委員委嘱者数のさらなる拡大を図る。

3. 保健事業

(1) 保健事業の総合的かつ効果的な推進

各種情報を活用し、より効果的な保健事業を推進するため、健診結果データやレセプトデータ、受診状況等に関する情報の収集、分析を踏まえて加入者の特性や課題を把握した上で、本部で示した基本方針に沿って、各支部で作成した「データヘルス計画」の実行初年度にあたり、PDCAを十分に意識し、支部の実情に応じた効果的な保健事業を進める。

また、加入者の疾病の予防や健康の増進を目指し、特定健康診査及び特定保健指導の目標及び施策、実績を本部支部で共有し、一体となって目標達成に向けて取り組む体制を一層強化するとともに、生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及びQOLの維持を図るため、健診の結果、要治療域と判定されながら治療していない者に対して、確実に医療に繋げる取組みを進める。

更に、保健事業の効果的な推進を図るため、支部の「健康づくり推進協議会」などの意見を聞きながら、地方自治体との連携・協定等を活かし、地域の実情に応じた支部独自の取組みを強化するとともに、本部と支部の共同で実施したパイロット事業の成果を広めていくほか、好事例を迅速に展開・共有し、支部間格差の解消に努める。

(2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進

健診等の結果を分かりやすく伝えることで、事業所・加入者との距離を更に縮め、事業主や加入者に健康の大切さを認識いただき、より多くの加入者が健診、保健指導を受けることができるよう努める。

また、「データヘルス計画」による協働業務や「健康宣言」などを通じ、事業主への積極的な働きかけを行うなど、事業主の主体的な取組みを促し、健診・保健指導の効果を最大限に引き出す。

特定健康診査については、自治体との連携の効果を生かし、市町村が行うがん検診との連携強化を徹底するとともに、連携が図れない地域等については、協会主催の集団健診との「オプション健診」の拡大を図る。

受診者と協会の上に位置する健診機関との協力関係を強化し、健診の推進や事業者健診データの取得促進を図る。

事業者健診データの取得は、健診実施率向上の重要な取

更に、保健事業の効果的な推進を図るため、支部の「健康づくり推進協議会」などの意見を聞きながら、地方自治体との連携・協定等を活かし、地域の実情に応じた支部独自の取組みを強化するとともに、本部と支部の共同で実施したパイロット事業の成果を広めていくほか、好事例を迅速に展開・共有し、支部間格差の解消に努める。

(2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進

事業所との距離を更に縮めることで身近な存在となり、事業主や加入者に健康の大切さを認識いただき、より多くの加入者が健診、保健指導を受けることができるよう、「データヘルス計画」による協働業務などを通じ、事業主への積極的な働きかけを行うなど、業務の実施方法を工夫する。

特定健康診査については、受診者の利便性の向上を図るため、市町村が行うがん検診との連携強化を図るとともに、連携が図れない地域等については、協会主催の集団健診との「オプション健診」の拡大を図る。

受診者と協会の上に位置する健診機関との協力関係を強化し、健診の推進や事業者健診データの取得促進を図る。

事業者健診データの取得は、事業主への勸奨効果が大き

り組みであり、事業主の理解を得られないことが大きな障壁となっている。これまでの通知・架電中心による勧奨に加え、訪問による勧奨を強化し、事業主の理解を深めることに注力する。

がん検診等、検査の実施方法の多様化や加入者等のニーズに応えるため、生活習慣病予防健診の検査項目について、見直しの検討を行う。

特定保健指導については、利用機会の拡大を図るため、健診当日または事業所訪問により特定保健指導を行うことが可能な外部機関への委託を積極的に進める。

また、健診データの分析結果から明らかになった保健指導の改善効果を事業主や保健指導対象者に示して、保健指導利用者の拡大を図る。生活習慣病のリスクに応じた行動変容の状況や予防効果の検証結果に基づき、効果的な保健指導を実施する。

業種・業態健診データの分析結果や協会保健師を対象に調査をした業種・業態別健康課題の特性、市町村別健診データの分析結果を活用し、事業主、商工会や業種団体、市町村等と連携を進めて保健指導を推進する。

いと思われることから、医療保険者への健診結果データの提供の徹底を図るための行政通知（平成24年5月厚生労働省より発出）の活用や各都道府県の労働局、健診機関等と連携を図り、事業所に対する適切な広報や積極的な事業所訪問により意識啓発を図り、実施目標の達成に努めていく。

特定保健指導については、利用機会の拡大を図るため、外部委託、ITの活用などを進める。

また、健診データの分析結果から明らかになった保健指導の改善効果を事業主や保健指導対象者に示して、保健指導利用者の拡大を図る。生活習慣病のリスクに応じた行動変容の状況や予防効果の検証結果に基づき、効果的な保健指導を実施する。

業種・業態健診データの分析結果や協会保健師を対象に調査をした業種・業態別健康課題の特性、市町村別健診データの分析結果を活用し、事業主、商工会や業種団体、市町村等と連携を進めて保健指導を推進する。

保健指導効果の支部間格差に関する要因分析の結果を活用し、保健指導者の育成方法について見直しを進める。

(3) 各種業務の展開

業務・システム刷新による新機能等を十分に活用し、特定健康診査や特定保健指導の勧奨や実施の効率化を図るとともに、健康づくりや生活習慣改善に関する教育や相談、普及啓発など、地域の実情に応じて、創意工夫を活かし、加入者の疾病の予防や健康増進を図る。そのため、自治体との覚書・協定の締結等に基づく、具体的な事業の連携・協働を促進する。さらに、保険者協議会や地域・職域連携推進協議会等の場を通じ行政機関や他の保険者との連携強化を図る。また、重複・頻回受診者、重複投薬者への対応など、加入者の適切な受診行動を促す取組みを進める。

4. 組織運営及び業務改革

(3) 各種業務の展開

業務・システム刷新による新機能等を十分に活用し、特定健康診査や特定保健指導の勧奨や実施の効率化を図るとともに、健康づくりや生活習慣改善に関する教育や相談、普及啓発など、地域の実情に応じて、創意工夫を活かし、加入者の疾病の予防や健康増進を図る。そのため、自治体との覚書・協定の締結等に基づく、具体的な事業の連携・協働を促進する。さらに、保険者協議会や地域・職域連携推進協議会等の場を通じ行政機関や他の保険者との連携強化を図る。また、重複・頻回受診者、重複投薬者への対応など、加入者の適切な受診行動を促す取組みを進める。

4. 組織運営及び業務改革

(1) 新しい業務・システムの定着

業務・システム刷新により、定型的な業務の集約・外注化を進め、業務の効率化を図るとともに、創造的な活動を拡大することにより、データヘルス計画の推進や事業所の健康づくり、保健指導の勧奨を促進するなど、加入者・事業主へのサービスの充実を図る。また、これらの新しい業

(1) 組織や人事制度の適切な運営と改革

① 組織運営体制の強化

本部と支部の適切な支援・協力関係、本部と支部を通じた内部統制（ガバナンス）、支部内の部門間連携を強化するとともに、必要に応じて組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。

② 実績や能力本位の人事の推進

協会の理念の実現に向けて、組織目標を達成するための個人目標を設定し、日々の業務遂行を通じて目標達成できる仕組みとした新人事評価制度を適切に運用するとともに、その評価を適正に処遇に反映することにより、実績や能力本位の人事を推進する。

③ 協会の理念を実践できる組織風土・文化の更なる定着

加入者本位、主体性と実効性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着に向けて、人事評価制度の見直しの他、職員に期待する職員像を示すとともに、等級ごとの職員の役割を明確化する等の人事制度全般の改定の実施、協会のミッションや目標の徹底、研修の充実を図る。

務・システムについて、着実な定着を図る。

(2) 組織や人事制度の適切な運営と改革

① 組織運営体制の強化

本部と支部の適切な支援・協力関係、本部と支部を通じた内部統制（ガバナンス）、支部内の部門間連携を強化するとともに、必要に応じて組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。

② 実績や能力本位の人事の推進

目標管理制度を活用した人事評価制度を適切に運用し、実績や能力本位の人事を推進する。また、現行の人事制度の課題を整理し、人事制度の改定に向け具体的な検討を進める。

③ 協会の理念を実践できる組織風土・文化の更なる定着

加入者本位、主体性と実効性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着に向けて、協会のミッションや目標の徹底、研修の充実を図る。

④ コンプライアンス・個人情報保護等の徹底

法令等規律の遵守（コンプライアンス）については、内部・外部の通報制度を実施するとともに、研修等を通じて、その遵守を徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検し、徹底する。

⑤ リスク管理

リスク管理については、適切な運営を脅かす様々なリスクの点検や分析、リスク管理能力の向上のための研修の実施、平時からの訓練やリスク管理委員会の開催など、リスク管理体制を整備する。

(2) 人材育成の推進

「ＯＪＴ（On the Job Training）」「集合研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせた新たな人材育成制度の定着を図る。

職員一人ひとりが「人を育てる」という意識を持ち、日々の業務遂行を通じて職員の育成に関わるという組織風土を醸成する。

また、新たに設定された役割定義を踏まえた職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行うための階層別研修を実施するとともに、重点的な分野を対象とした業務別研修を

④ コンプライアンス・個人情報保護等の徹底

法令等規律の遵守（コンプライアンス）については、内部・外部の通報制度を実施するとともに、研修等を通じて、その遵守を徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規定の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検し、徹底する。

⑤ リスク管理

リスク管理については、適切な運営を脅かす様々なリスクの点検や分析、リスク管理能力の向上のための研修の実施、平時からの訓練やリスク管理委員会の開催など、リスク管理体制を整備する。

(3) 人材育成の推進

階層別研修を実施するとともに、重点的な分野を対象とした業務別研修を実施する。

実施する。

その他、オンライン研修の実施や通信教育講座の斡旋など多様な研修機会の確保を図る。

(3) 業務改革・改善の推進

地域毎に複数の支部で構成された業務改革会議等を実施し、より良いサービスの標準化を目指す。各支部の創意工夫を提案・検討できる機会を作り具体的な改革・改善を実現していく。

健康保険給付申請書の入力業務や、保険証や支給決定通知書等の作成・発送業務については、集約化しアウトソースを行うとともに、業務及びそのプロセスや職員の配置等の不断の点検等を通じて、職員のコア業務や企画業務への重点化を進める。

(4) 経費の節減等の推進

引き続き、サービス水準の確保に留意しつつ業務の実施方法見直しの検討を行うとともに、競争入札や全国一括入札、

特に若手職員に対する階層別研修では、職員に自らのキャリアビジョンを意識させることにより、具体的な目標を持って日々の仕事に取り組む姿勢を持つことができるようカリキュラムを工夫する。また、人事制度の見直しの検討に併せて、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に進めるようにするため、研修制度の見直しを検討する。

その他、引き続き、e-ラーニングの実施や通信教育講座の斡旋など多様な研修機会の確保を図る。

(4) 業務改革・改善の推進

より良いサービスの標準化を目指し地域の実情を踏まえて、複数の支部単位で設置された業務改革会議等により、各支部の創意工夫を提案・検討できる機会を作り具体的な改革・改善を実現していく。

健康保険給付申請書の入力業務や、保険証や支給決定通知書等の作成・発送業務については、集約化しアウトソースを行うとともに、業務及びそのプロセスや職員の配置等の不断の点検等を通じて、職員のコア業務や企画業務への重点化を進める。

(5) 経費の節減等の推進

引き続き、サービス水準の確保に留意しつつ業務の実施方法見直しの検討を行うとともに、競争入札や全国一括入札、

消耗品の web 発注を活用した適切な在庫管理等により、経費の節減に努める。

調達や執行については、調達審査委員会のもと、これらを適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。

消耗品の web 発注を活用した適切な在庫管理等により、経費の節減に努める。

調達や執行については、調達審査委員会のもと、これらを適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。

平成28年度 事業計画（香川支部）案

平成28年度 事業計画(香川支部)案

項 目	実 施 内 容 等
【保険運営の企画】	I. 保険者機能の更なる強化 1. 保険者機能強化アクションプラン(第3期)について ○地域医療への関与 策定された地域医療構想やその実施に向けて、加入者・事業主を代表する立場で関与し、保険者協議会等と連携しながら、関係機関への働きかけや意見発信を行う。 ○香川県等との包括連携による健康づくり事業の推進 ・県と健康づくり事業の共同実施を推進していく。 ・高松市と健康づくり事業推進のために、包括的な協力連携を図る。 ・関係団体との間で包括的な協定等を締結し、連携の強化を図る。 ○医療に関する情報の収集と分析及び関係機関等への積極的な発信 高松市等における医療費の分析・評価を継続実施するとともに、その結果について加入者、事業主及び自治体等へ情報発信する。 ○他の保険者、自治体・関係団体等と連携し、加入者の視点に立った積極的な広報の推進 ・保険者協議会、自治体等に対して、協会の取り組んでいる事業の情報を発信し連携を図る。 ・データヘルス計画に基づいた取組みを通して、事業所及び健康保険委員と連携強化を図る。 ・周知のための広報に加え、加入者のニーズに合わせた情報を効果的に提供する。 ○ジェネリック医薬品の使用促進 ジェネリック医薬品の使用割合が低いことから、軽減額通知サービスの効果額などについて、香川県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会等、様々な機会をとらえて積極的に情報発信するとともに、医療関係団体(医師会等)など関係団体に協力を依頼する。 また、県と共同でセミナーを開催する。

【健康保険給付等】

2. 適正かつ迅速な給付業務の推進及びレセプト点検の推進

○適正かつ迅速な給付業務の推進

健康保険給付の適正化対策を検討・実施することにより、正確な審査に努め、事務処理誤りを防止する。

また、不正請求事案については、事業主に対する立入検査等を行う権限を活用するとともに、関係機関と連携を取り厳正に対応する。

○債権の発生抑制及び早期回収

関係機関と連携を取り資格喪失後の保険証の回収を確実に行うとともに、適切な債権管理のもと債権のより効果的な回収を図りながら、法的措置を含めた対応を行う。

○サービス向上の取組み

加入者などから寄せられた意見や苦情、要望などについては適宜・適切に対応し関係者と情報連携するとともに、節度あるサービスの改善・向上を図る。

○被扶養者資格の再確認業務の的確な実施

高齢者医療費に係る拠出金等の適正化及び被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、関係機関と連携をとり迅速かつ的確に被扶養者資格の再確認業務を実施する。

○効果的なレセプト点検の推進

- ・レセプト保存管理システム等を活用した効率的なレセプト点検を実施する。
- ・レセプト点検効果向上に向けた行動計画を的確に実施する。

【保健事業】

3. 保健事業の効果的な推進

○特定健康診査及び特定保健指導の推進

- ・特定健康診査及び特定保健指導について、事業主・加入者等へ適切な周知を図り、実施率の向上に努め、生活習慣病予防に資する。

○その他の保健事業

- ・自治体及び関係団体等との連携した健康づくり事業を実施する。

○データヘルス計画に基づく事業の推進

上位目標:①香川県の血糖値の値をよくする。

○若い段階からリスク改善に努め、40 歳代の血糖リスク保有者率が減少する。

- ・健診受診者リスト 40～49 歳の空腹時血糖 110mg/dl 以上の者の割合(平成 25 年度 8.9%)を 1 割減少させる。

下位目標:①事業所の健康づくりへの関心が高まる。

- ・事業所まるごと健康づくりに取り組む事業所を募集・支援を行い、取り組み状況を広報していく等

②加入者が血糖リスクを理解し、改善に向かうようにする。

- ・35～39 歳の空腹時血糖リスク保有者に対して、生活習慣の改善、医療機関受診等の勧奨を行い意識改善を図る。
- ・本部実施の未治療者受診勧奨対象者(一次)から、40～49 歳の血糖リスク保有者に特化して勧奨し、医療機関受診へつなげる。

- ・データヘルス計画で掲げた目標の達成に向けた取組みを着実に実施する。

- ・香川支部における加入者・事業主の特性を踏まえた、より効率的かつ効果的な保健事業を推進する。

- ・保険者協議会と連携し、共通する健康課題に対し、協働で事業を実施する。

○受診勧奨対策

自治体・労働基準協会・生活習慣病予防健診機関等と連携して、特定健診の受診勧奨及びデータ提供依頼を行う。

Ⅱ. 財政基盤強化の推進

○加入者、事業主への情報提供

協会けんぽの財政基盤の現状について、加入者、事業主等に情報提供することにより、協会けんぽ財政の問題点及び強化の必要性を訴える。

【組織運営及び業務改革】	○更なる効率化の推進 コスト意識の徹底及び消耗品の適切な調達・在庫管理を行うとともに、業務の効率化をめざし、事務処理の見直し、アウトソースの推進を図る。 Ⅲ. 組織力の更なる向上 ○評議会の効果的な運営 収支見通し・保険料率等、協会全般に関わるものや、香川支部の事業について、幅広く意見・助言を仰ぎ事業運営に反映させる。 ○人材の育成 協会けんぽの将来を担っていくリーダー・スタッフの育成を目指し、各チームの業務の進捗状況等を、PDCAサイクルを活用して、業務の改善に繋げ、自ら考え課題解決が出来る人材を育成する。 ○業務改革の推進 職員が創意工夫した提案案件を幅広く検討するために、意識改革・業務改善推進会議を開催し、改善提案意識を醸成するとともに改善策を具体化する。 ○新人事評価制度の適切な運用 協会の理念の実現に向けて、日々の業務遂行を通じて目標達成できる仕組みとした、新人事評価制度を適切に運用し、個々人の能力・適性を踏まえた配置を行う。 ○コンプライアンス・個人情報保護等の徹底 コンプライアンス委員会・個人情報保護委員会の定期的開催、及び研修等を通じて、その遵守を徹底する。 ○リスク管理の徹底 リスク管理委員会を適宜開催し、適切な運営を脅かすリスクの点検や分析を行う。 ○OCS 向上の取組み
---------------------	--

お客様満足度調査結果等に基づき、支部の課題・改善点を洗い出し、改善を行う。

○働きがいのある健全な職場づくり

- ・職員間とのコミュニケーションを積極的に図り、職場の一体感を醸成する。
- ・幹部会等において、必要な情報の共有化を図るとともに「報・連・相」が迅速に行える職場風土を醸成する。
- ・ストレスチェック制度を適切に実施する。
- ・産業医や衛生委員会などを通じて、職員に対する健康・安全情報をタイムリーに提供する。

○大規模災害に備えた対策

- ・災害発生時における支部版初動対応マニュアルを策定する。
- ・支部防災マニュアルに基づいて、防災訓練を定期的に行うことにより、各職員が担当する役割の徹底や防災意識の向上を図る